

所 管 事 項 調 査

< 目 次 >

- 1 長崎市第五次総合計画「前期基本計画」について P 1
- 2 地域コミュニティを支えるしくみの検証について P 20
地域コミュニティを支えるしくみの検証について 別冊
- 3 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び
資金不足比率の報告について P 24

企 画 財 政 部

令 和 3 年 9 月

資料 1

令和3年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
議会			6月議会	所管事務調査		9月議会		11月議会	R4年度当初予算編成		2月議会	
			・計画素案 (パブコメ前)			・7月総務委員会からの ご意見への対応方針 ・パブリック・コメントの概要 ・計画の冊子構成		・最終報告				
市民				7/14～8/13 パブリック・コメント								
審議会	審議会各部会Ⅱ 基本計画素案について説明、意見聴取 【3月23日～4月13日】					評価のあり方の検討など、必要に応じて開催						
						審議会全体会 (予定) ・修正案報告 等						
				【書面報告】 ・部会(3～4月実施)の指摘を反映した計画(素案)報告 等					【書面報告】 ・最終報告			

総務委員会からの意見への対応方針

No.	基本 施策	意見	対応方針
1	E 4	基本施策名称の「暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します」は、中心部だけのことを示しているように感じ、まち全体が暮らしやすくなっているとは読めない。表現を検討してほしい。	基本施策の名称で表現することが難しいため、個別施策中の「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」についての注釈による説明に加え、総合計画の冊子において「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」について項目を設け記載することとする。
2	F 1	「人権」は「権利」ということは当然であるが、「責任」が伴うことも両輪として啓発して行ってほしい。	計画の文言は現行のままとしたいが、「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」においても、人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人の人権が共に尊重されることが必要で、そのために、一人ひとりが「自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、自分の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権共存の考え方」を持つことが重要としているところであり、今後の取組みの中で権利と責任の両面からの啓発・周知に取り組む。
3	F 5	「障害者」の表記は、「障がい者」に変更してほしい。	負のイメージがある「害」の字を人に対して用いることが不適切という観点から「障がい」と表記する考え方がある一方で、社会にある障害物や障壁こそが「障害者」をつくりだしており、まさにその「障害」を解消していく必要があることから「障害」という表記が適切という考え方など、様々な考え方があると認識している。 本市においては、今後の動向に注視しつつ、当面の間、法律等の表現に準じた「障害」を用いることとしたい。

No.	基本 施策	意見	対応方針
4	F 9	「安心できる医療環境の充実を図ります」としているが、長崎みなとメディカルセンターと輪番制病院の内容しか記載がないように読める。 長崎大学病院、公的病院、かかりつけ医とそれぞれ役割があるはずである。かかりつけ医の役割分担など計画に記載すべきではないか。	F 9-1 の取組方針において下線部分を追記し、次のとおり修正する。 「<u>夜間救急センターの運営や病院群輪番制病院への支援を継続するとともに、長崎大学病院や二次救急医療を担う医療機関などと連携を図りながら、持続可能な</u>」 F 9-2 の取組方針「①持続可能な医療提供体制の構築」において、「<u>医療機関の機能分化、役割分担及び連携</u>」をすすめることとしており、計画の文言はそのままとするが、今後、医療機関としっかりと協議しながら取組みを進めていく。
5	H 2	まちの課題の把握には、話し合いの場を持つしくみが重要である。また、話し合いをする機会があれば、地域の人材も掘り起こすことができる。そのような内容を基本計画に入れてほしい。	地域コミュニティ連絡協議会の設立支援において話し合いの場の開催支援を行う中で、地域課題の把握や共有、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こしにつながっている現状を次のとおり追記する。 <u>話し合いの場の開催を通じた地域コミュニティ連絡協議会の設立支援によって、地域課題の把握や共有、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こしにつながっている。</u>
6	総括	財政計画の視点を前文に入れてほしい。	コロナ禍の中で、不透明な部分が多く、将来の見通しが困難な状況の中、総合計画の中に、財政計画を盛り込むことについては難しいが、総合計画の冊子において次のとおり記載する。 <u>「計画の実現のためには、それを支える健全な行財政基盤が不可欠であり、限られた経営資源の効果的な配分や新たな財源の創出などを行いながら、持続可能な行財政運営のもとで計画を推進します。」</u>

No.	基本 施策	意見	対応方針
7	総括	人材育成の視点、情報政策の強化の視点を全体的に取り入れてほしい。	人材育成及び情報政策の強化については、基本構想や各施策を推進するうえで下支えとなる基本施策H3、各個別施策において記載しており、計画の文言は現行のままとしたいが、今後とも重要な視点と認識し取り組んでいく。
8	総括	横断的な評価ができる仕組みが必要である。KPIの評価だけでなく、めざす姿にどのように貢献したのかという視点も大切である。	施策横断的な大きな視点での評価については、他都市の評価方法等の研究や総合計画審議会のご意見を伺いながら検討を行いたい。
9	総括	人口減少は喫緊の課題。どこかに記載すべきではないか。	総合計画の冊子において、「人口の将来展望と人口減少対策」の項目を設け記載することとする。

第五次総合計画「前期基本計画」(素案)に関する パブリック・コメントの実施概要

1 実施期間 令和3年7月14日(水)～8月13日(金)

2 意見提出者数 16人

3 提出された意見の概要

(1)基本計画全般に関するもの

- ・複数の部署や分野にまたがる問題に対し、さらなる部課間の連携や情報共有をお願いしたい。
- ・専門用語に注釈をつけるなど、わかりやすく説明してほしい。

(2)個々の施策に記載した内容に関するもの

- ・現状分析等の記載内容に抽象的な表現が散見されるが、大事な部分には具体的な事象などを示してほしい。
- ・より適切な成果指標があるのではないかなど

(3)その他

- ・既存の制度や事業への意見、要望
- ・取組方針に対する具体的な取組みの提案

など

長崎市第五次総合計画「前期基本計画」の冊子構成（案）

1 総合計画の策定にあたって

- (1) 総合計画策定の趣旨
- (2) 第五次総合計画策定の視点（5つのキーワードなど）
- (3) 計画の位置づけと性格
- (4) 計画の構成及び期間（計画期間の考え方、SDGs）

P 7～13

2 基本構想

- (1) 基本構想策定の趣旨
- (2) めざす都市像とまちづくりの基本姿勢
- (3) めざす 2030 年の姿
- (4) まちづくりの方針の構成と見方
- (5) めざす 2030 年の姿に近づくためのまちづくりの方針

3 前期基本計画

- (1) 第四次総合計画（基本構想・前期基本計画）の施策体系図
- (2) 基本計画書の構成と見方
- (3) 前期基本計画

- (4) 施策横断的な取組みを要する課題への対応

P 14

4 人口の将来展望と人口減少対策

- (1) 人口の将来展望
- (2) 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (3) ネットワーク型コンパクトシティ長崎

P 15～17

5 前期基本計画とSDGsの関係

P 18～19

6 資料編

- (1) 長崎市の現状
 - ①長崎市の地勢等 ②定住人口 ③交流人口 ④地域経済 ⑤市民意識
- (2) 策定の経過
 - ①総合計画策定における市民参加の状況
(市民からの意見聴取、長崎市総合計画審議会からの意見)
 - ②長崎市総合計画策定条例
 - ③策定体制
 - ④策定に係る会議等の実績
- (3) 個別計画の策定状況
- (4) 総合計画策定の系譜

1 総合計画の策定にあたって

(1) 総合計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度から令和 3 年度を計画期間とする「長崎市第四次総合計画」において、将来の都市像を「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」と掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、その実現に向け、市民、企業、大学など様々な主体（以下「市民等」という。）と一緒に、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子化・高齢化の進展、テクノロジーの急速な発展、地球規模の気候変動に伴う災害の激甚化などをはじめとして、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきています。

その中で、そうした変化に対応するための新たな取組みや仕組みづくりを行いながら、変化を先取りして自ら変化していくための準備を進めてきた結果、これから先のどのような変化にもしなやかに対応していけるような「まちの基盤づくり」が、ハード・ソフト両面において進み、形になり始めています。

これからは、これらの基盤をより良い形で完成させ、その基盤を活かして、市民の暮らしの質を高めるとともに、訪れる人の満足度も向上させるような取組みを進めていかなければなりません。

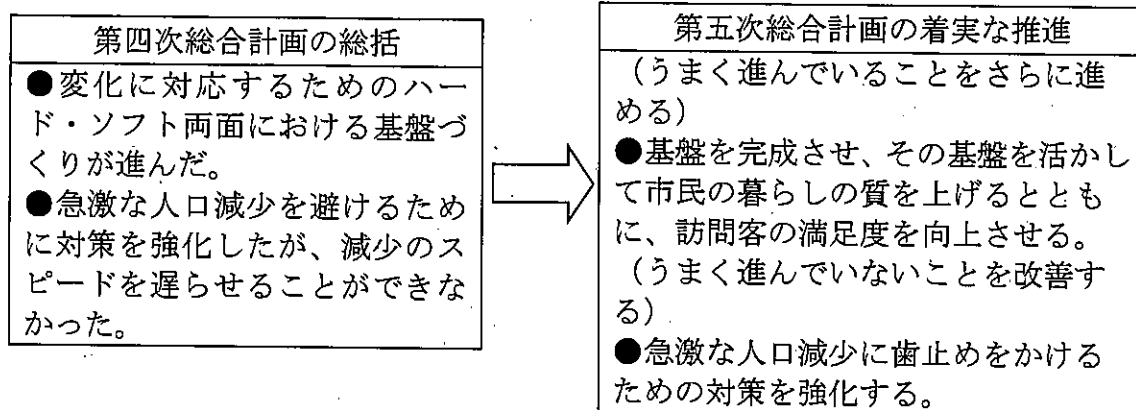
また、急激な人口減少に歯止めをかけるための対策を、これまで以上に強化していかなければなりません。

以上のような認識のもと、引き続き、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、また、市民等と協働してまちづくりに取り組むための共通の指針として、令和 4 年度から始まる「長崎市第五次総合計画」を策定します。

（２）第五次総合計画策定の視点

「第五次総合計画」は、「第四次総合計画からのつながり」を意識するとともに、「時代の大きな流れを捉えた中で特に求められる視点」と、そこから導かれる「５つのキーワード」を意識して策定します。

【第四次総合計画からのつながり】



【時代の大きな流れを捉えた中で特に求められる視点】

【時代の大きな流れ】

- ・人口減少、少子化、高齢化の進展
- ・テクノロジーの急速な発展
- ・地球規模の気候変動と災害の激甚化
- ・新型コロナウイルスの世界的な流行
- ・Society5.0の実現をめざす動き
- ・SDGs達成をめざす動き など

【特に求められる視点】

- ・社会経済の規模縮小、世代間のバランス崩壊などから生じる様々な問題を喫緊の課題と捉えて対応。
- ・変容する価値観（働き方やライフスタイルなど）に対応。個性を活かして選ばれる。
- ・新たな手法（進歩するテクノロジーや“つながり”など）で安全安心や暮らしやすさを実現。
- ・持続可能な世界の実現に向けた貢献。自律した都市経営。

【５つのキーワード】

ＱＯＬ（生活の質）、ダイバーシティ（多様性）、テクノロジー（科学技術）、サステナビリティ（持続可能性）、レジリエンス（しなやかな強さ）

(3) 計画の位置づけと性格

① 市政運営上の最上位計画

持続可能な行政運営の指針として市政全般を網羅した計画であり、各分野における諸計画や事業の最上位計画として位置付けます。

② 市民等と行政に共通のまちづくりの指針

まちづくりの担い手として、行政のみならず、市民等にとっての活動指針ともなり得る「市民等と共有し、共に取り組む計画」として策定します。

③ 市民等にとって分かりやすい計画

市民等と行政が一体となってまちづくりを進めるために、どういう状態を目指しているのか、そのためにどのようなことに取り組むのかということを分かりやすく示します。

④ 戦略性と実効性の高い計画

社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの高度化・多様化などを踏まえた中長期的な見通しに基づく、戦略性を持った計画とするとともに、適切な指標等の設定により施策の成果を明確に把握し、これまで以上に政策評価を計画推進につなげる仕組みを確立するなど、より実効性の高い計画をめざします。

また、計画の実現のためには、それを支える健全な行財政基盤が不可欠であり、限られた経営資源の効果的な配分や新たな財源の創出などを行いながら、持続可能な行財政運営のもとで計画を推進します。

⑤ 他の計画との整合

計画の推進にあたっては、国、県等の計画と十分に整合を図ります。

また、各分野の個別計画等の策定や変更にあたっては、本計画との整合を図ります。

(4) 計画の構成及び期間

【構成】

① 基本構想

長崎市における将来の都市像やそれを実現するためのまちづくりの方針などを明らかにし、行政と市民等の共通の指針とするものです。

② 基本計画

基本構想において定めたまちづくりの方針などに沿った各種施策を体系づけるとともに、施策ごとのめざす姿やそれを実現するための取組方針などを示すものです。

③ 実施計画

基本計画において定めた各種施策の取組方針に沿った具体的な事業計画を示し、行財政運営の指針とするものです。

【期間】

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までの9年間とします。

ただし、基本計画は、社会情勢の変化、市民ニーズ、施策の進捗状況などを踏まえ、おおむね半期で見直しを行うこととし、前期を令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間、後期を令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

また、実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度、事業の評価、検証に基づく見直しを行いながら、その進行管理を行います。

【計画期間の考え方】

長崎市第五次総合計画は、本来、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間の計画と想定していたところ、新型コロナウイルスの影響により開始時期を1年遅らせて9年間の計画としています。

終期も1年遅らせて令和13年度(2031年度)までの10年間の計画とすることも検討しましたが、目標年次を2030年とするSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組みを一体的に推進していくため、終期は変更せず、令和12(2030)年度までとしたものです。

基本計画については、当面の間、新型コロナウイルスの影響で先行き不透明な状況が続くと考えられるため、前期計画の期間を短く4年に設定し、より確かな見通しに基づく後期計画へ早期に移行することとしています。

97 **【長崎市におけるSDGsの推進】**

98 経済・社会・環境の3つの側面における広範な課題に統合的に取り組むSDG
99 sは、発展途上国にも先進国にも共通する普遍的目標で、各国政府には、それぞ
100 れの国に特有の優先課題や強みを踏まえた積極的な取り組みが期待されています。
101 そのようななか、SDGsは地方自治体における様々な取り組みとも密接に関
102 係しており、本市においても、各施策に17のゴールを関連付け、その達成に向
103 けた取り組みを一体的に推進していきます。

104

105 **【SDGsの17のゴールと自治体行政の果たしうる役割】**

106 国際的な自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local
107 Governments) は、17のゴールに対して自治体の果たし得る役割を次のように示
108 しています。

SDGsの17のゴールと自治体行政の関係

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	15. 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナースhipで目標を達成しよう 	17. パートナースhipで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-
2018年3月版（第2版）」（自治体SDGsガイドライン検討委員会編集）

1 3 前期基本計画

2 ○前期基本計画 H-3の後
3
4

5 (4) 施策横断的な取組みを要する課題への対応
6

7 この基本計画は、基本構想において定めたまちづくりの方針に沿って各種施
8 策を体系づけたものですが、社会経済情勢が変化し、市民ニーズが高度化・多
9 様化する中では、施策横断的に取り組まなければ対応できない課題や行政だけ
10 では解決できない課題も少なくありません。

11 そうした課題に対しては、行政内部の部局間連携はもとより、企業や大学、
12 地域の関係団体など、まちづくりに関わるあらゆる主体の連携をさらに深め、
13 複数の分野を俯瞰する広い視野を持って、柔軟かつ的確に対応します。

4 人口の将来展望と人口減少対策

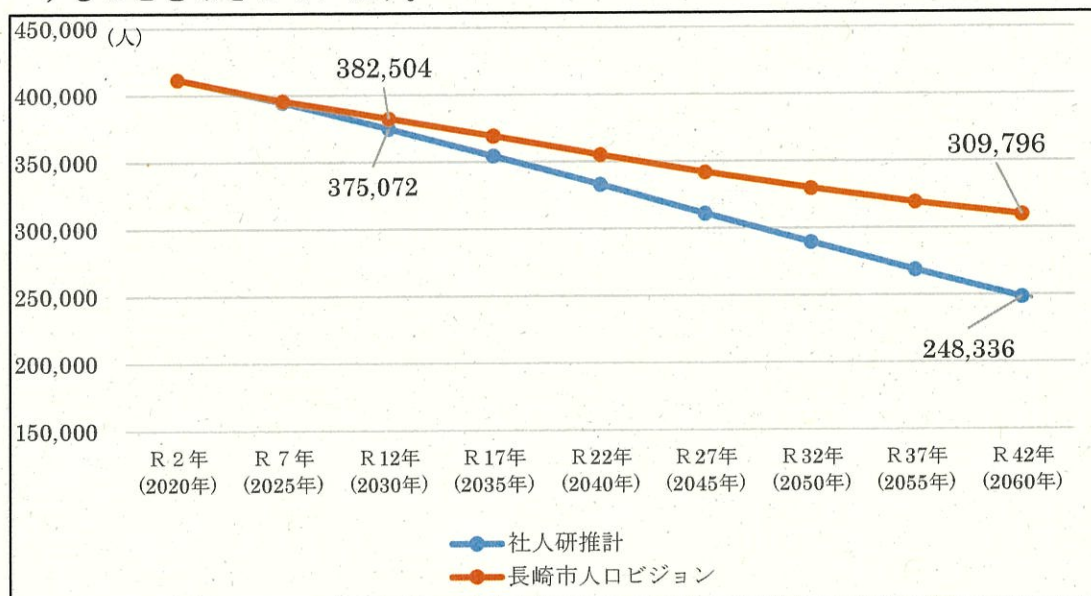
(1) 人口の将来展望

長崎市第五次総合計画の計画期間（2022年（令和4年）度～2030年（令和12年）度）においては、以下の人口展望に基づいて各施策を進めることとし、2030年（令和12年）度末の人口を概ね38万人と想定します。

長崎市の人口は、昭和50年に50万6千人とピークに達し、昭和60年頃を境に減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所¹によると令和27年には31万1千人まで減少すると推計されています。

人口減少や人口構造の変化は、雇用や福祉、子育て、防災、教育、地域コミュニティ、税収など様々な分野で長崎市のまちづくりに重大な影響を与えることから、平成23年度から令和3年度までを計画期間とする第四次総合計画においても、市の重要課題と位置づけ、市民・企業・行政等の多様な主体が力を合わせて様々な施策に取り組んできたところですが、これまでのところ人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、さらなる対策の強化が必要です。

現在、長崎市においては、自然動態に関して、合計特殊出生率を令和12年に1.80、令和22年には2.00にすること、社会動態に関して、現在の転出超過から、令和22年の均衡（±0）に向けた段階的改善を図ることにより、急激な人口減少に歯止めをかけ、令和42年においても約31万人の人口を確保することをめざしています。



¹ 「国立社会保障・人口問題研究所」：厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

24 (2) 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

25

26 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合計画で定める施策のうち、
27 人口減少克服と地方創生に主眼を置いた施策の体系化を図るとともに、関連す
28 る施策を連携させながら、長崎市の実情を踏まえた将来の人口展望に基づく基
29 本目標や方向性を示したうえで、長崎市の個性や強みを活かした具体的な戦略
30 を定めたものです。

31 平成 27 年度に策定した第 1 期総合戦略では、少子化と若年層の転出超過に
32 起因する長崎市の人口減少対策にあたって、「結婚や出産を望む市民の希望実
33 現につながる環境をつくる」、「若者が長崎に定着できる環境をつくる」という
34 視点のもとで様々な施策を推進してきました

35 しかしながら、計画の最終年度である平成 31 年度においても、若い世代の
36 転入者数の減少を主な要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う
37 出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にありました。

38 そこで、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする第 2 期総合戦略に
39 においては、めざすべき姿として「若い世代に選ばれる魅力的なまち」を掲げ、
40 その実現に向けて 4 つの目標を設定して施策の重点化を図り、人口の減り方を
41 抑制する施策や人口が減っても暮らしやすいまちの実現に向けた施策、また、
42 定住人口減少による消費縮小を補うため、交流人口を拡大する施策に引き続き
43 取り組むこととしています。

第2期総合戦略 ～めざすべき姿と4つの目標～

めざすべき姿 若い世代に選ばれる魅力的なまち

基本目標1 経済を強くし、新しいひとの流れをつくる

基本目標2 子どもをみんなで育てる 子育てしやすいまちをつくる

基本目標3 「まちの形」と「まちを支えるしくみ」をつくる

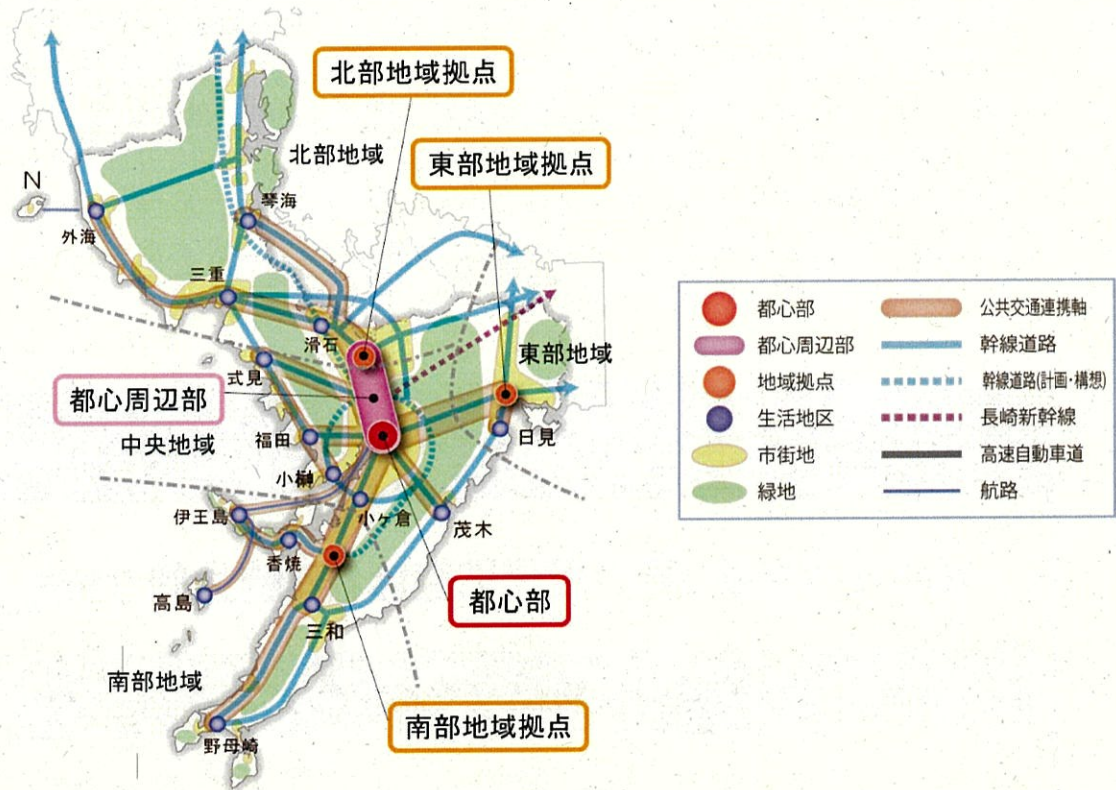
特定目標 交流の産業化

(3) ネットワーク型コンパクトシティ長崎

少子化・高齢化などを背景として、人口減少が進行することで、病院や商店、公共交通サービスなど、暮らしに必要な施設や機能を確保していくことが困難となり、市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測されます。

長崎市では、このような状況においても、それぞれの地域に合った暮らしやすさを整えていくため、都市や地域の暮らしに必要な施設が「コンパクト」に確保された拠点（「都心部」・「都心周辺部」・「地域拠点」）と周辺の生活地区が、公共交通や道路、情報などのネットワークで結ばれた「まちの形」として、長崎らしい集約連携型の将来都市構造『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』の実現をめざしています。

■『ネットワーク型コンパクトシティ長崎』（集約連携型の都市構造）のイメージ



《期待される効果》



57 5 前期基本計画とSDGsの関係

58 SDGsのゴールは、例えば、雇用を確保[ゴールNo. 8]することが、貧困
59 の解決[ゴールNo. 1]につながり、ひいては飢餓の解決[ゴールNo. 2]につな
60 がるといったように、相互に関連しています。

61 第五次総合計画「前期基本計画」に掲げる基本施策とSDGsの17のゴール
62 の関係は次のとおりであり、今後は、SDGs相互の関連も意識した施策連
63 携の視点をもちながら、「めざす2030年の姿」とSDGsの達成を一体的に推
64 進していきます。

SDGsの17のゴール		1 貧困	2 飢餓	3 健康と福祉	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 安全な水とトイレ	7 エネルギー	8 働きがい	9 産業と技術革新	10 人や国の不平等	11 住み続けられるまちづくり	12 つくる責任	13 気候変動	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和と公正	17 パートナリシップ
「前期基本計画」に掲げる基本施策		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を實現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任をもち	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
まちづくりの方針A 私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします																		
A1	地域の個性を守り、活かし、伝えます				●				●			●						●
A2	交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます				●				●		●	●	●				●	●
A3	国際性を豊かにします				●						●							●
まちづくりの方針B 私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします																		
B1	被爆の実相を継承します																●	●
B2	核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます																●	●
B3	平和の文化を醸成します																●	●
まちづくりの方針C 私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします																		
C1	地場事業者の成長を支援します								●	●								
C2	人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします								●	●		●						
C3	次世代につながる農林業を育てます		●						●	●								
C4	水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします								●				●		●			
C5	地元農水産物の消費を拡大します		●		●				●	●			●		●			●
まちづくりの方針D 私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします																		
D1	脱炭素社会の実現をめざします				●		●	●	●	●		●		●	●	●		●
D2	資源を守り大切に社会の実現をめざします								●			●	●		●	●		
D3	豊かな地域環境を守り活かします						●					●		●	●	●		●
D4	環境意識・行動の定着を図ります				●		●					●		●	●	●		●

SDGsの17のゴール		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
「前期基本計画」に掲げる基本施策		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
まちづくりの方針E 私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします																		
E1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります											●	●		●			●
E2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます			●		●											●	
E3	安心できる消費生活環境をつくります			●	●							●		●			●	●
E4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します											●						
E5	安全・安心で快適な住環境をつくります											●						
E6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります			●						●		●		●				
E7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります			●						●		●						
E8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します						●					●		●	●			
まちづくりの方針F 私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします																		
F1	人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします				●	●			●		●						●	●
F2	高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます			●					●		●	●						
F3	障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます			●					●		●	●						
F4	子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます	●	●	●	●	●			●			●					●	
F5	原爆被爆者の援護を充実します	●		●							●	●						
F6	生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します	●	●	●	●				●		●							
F7	自らすすめる健康づくりを推進します		●	●								●		●				●
F8	安心できる衛生環境を確保します			●														
F9	安心できる医療環境の充実を図ります			●								●						
まちづくりの方針G 私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします																		
G1	長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます				●	●											●	●
G2	だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります				●						●	●						
G3	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります			●								●						
G4	芸術文化あふれる暮らしを創出します				●	●					●	●						
まちづくりの方針H 私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします																		
H1	市民との良好なコミュニケーションを図ります																	●
H2	参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます					●												●
H3	市民に信頼される市役所にします								●	●		●						●
合 計		3	5	13	13	6	4	1	15	8	11	23	5	7	7	4	9	18

2 地域コミュニティを支えるしくみの検証について

(1) 地域におけるまちづくりの推進に関する条例について

別冊 P1～P4

人口減少、少子化・高齢化など社会状況が変化中、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的として、平成31年3月に「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」を制定しており、附則に定めるとおり、施行状況等を勘案し、検証を行う。

目的（第1条）

- ◇ 安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与すること

※条例全文は、別冊P2～P4

各主体の役割

住民等（第3条）

- ◇ 地域におけるまちづくりへの参加と協力を努めます

長崎市（第5条）

- ◇ 地域におけるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます

地域コミュニティ連絡協議会（第4条）

- ◇ まちづくり計画に基づく事業の実施
- ◇ 構成員間の情報共有と相互連携
- ◇ 住民等への情報発信 など

長崎市の支援（第6条）

- ◇ 財政的措置を講じます（予算の範囲内）
- ◇ 人材育成、情報提供、連携・交流の促進等の支援を行います

【条例抜粋】

附則

（条例施行後の検討の義務）

2 市長は、この条例の施行後3年を経過するまでの間において、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

地域コミュニティ連絡協議会の認定等（第7条）

- ◇ 認定要件（活動区域、団体の代表性、規約又は会則、まちづくり計画）
- ◇ 認定に係る事務手続き（申請、変更、取消しなど）

(2) これまでの経過について

別冊 P5

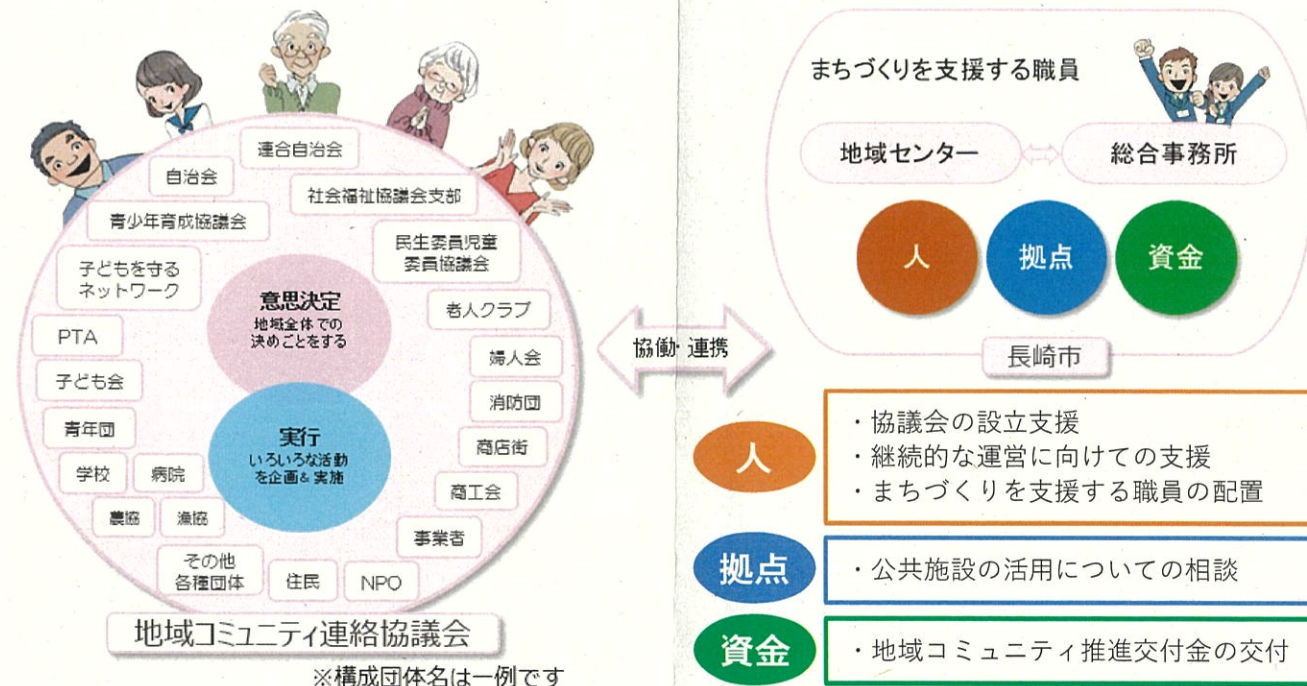
年度	取組状況
H23	・地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト開始（しくみづくりの方向性検討）
H24	・地域コミュニティあり方委員会の設置（H24～26）・地域コミュニティ活性化事業（H24～26）
H26	・地域コミュニティあり方委員会より、地域の取り組みの方向性及び長崎市の支援策の方向性について報告書提出 ・地域での勉強会等の開催支援（H26～）
H27	・地域コミュニティ推進審議会の設置・地域活動の担い手等人材育成等の講座の開催（H27～）
H28	・地域を支えるしくみ（地域コミュニティのしくみづくり、サテライト機能の再編成）の基本的な考え方について、市長による地域説明会（市内10ブロック） ・地域コミュニティのしくみの素案作成 ・地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 ・2月議会総務委員会において所管事項報告
H29	・地域を支えるしくみの素案について、市長による地域説明会（市内17ブロック） ・小学校区ごとの地域説明会（H29年6月～H30年7月、69小学校区） ・長崎市地域コミュニティ推進審議会において意見聴取（全体会4回、部会3回） ・地域コミュニティ連絡協議会設立及びまちづくり計画策定に向けた話し合いの場づくり開催支援 ・9月、11月及び2月議会総務委員会において所管事項報告
H30	・議会からの意見を踏まえ、モデル事業の実施及び検証（モデル6地区） ・地域づくり・人口減少対策特別委員会（6月、8月）において説明 ・6月議会総務委員会において所管事項報告 ・9月及び11月議会総務委員会において議案審査（11月議会で修正可決） 第84号議案「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」 ・長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行（平成31年3月1日） ・協議会の認定制度開始
R1	・地域コミュニティを支えるしくみの本格実施、交付金制度開始
R2	・「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」(地域福祉計画を含む)策定

概要版

(3) 地域コミュニティを支えるしくみの概要について

別冊 P6～P8

ア 地域コミュニティを支えるしくみのイメージ図



イ 地域コミュニティ連絡協議会とは

範囲	概ね小学校区又は連合自治会（統廃合前の小学校区を基礎とするもの）
構成団体	・地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上が加入して構成 ・連合自治会、育成協、子どもを守るネットワーク、社協支部、PTA、民児協、学校等の相当数の地域団体が加入して構成
活動内容	まちづくり計画（地区の将来像と課題、課題解決のための取組みについて地域の皆さんの意見をまとめたもの）に基づき、地区課題の解決を図るため、毎年度、事業を考え実行する。

(4) 検証の流れについて

別冊 P9

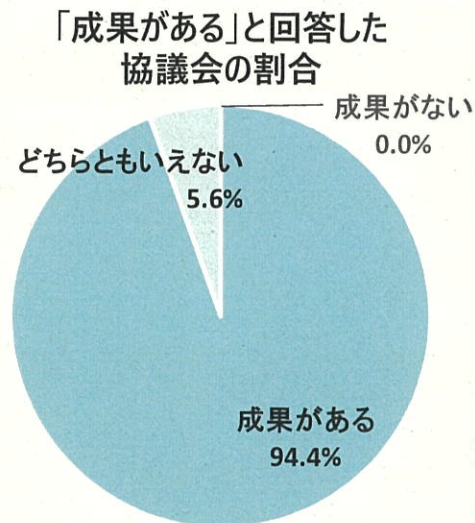
市民からの意見聴取	協議会	アンケート調査及びヒアリング(R3.6～7) 代表者会議(R3.7.8) ※令和2年度までに設立した18地区を対象
	未設立地区	意見交換（随時）
附属機関での審議	地域コミュニティ推進審議会（R3.7.30）	
推進本部での審議	地域コミュニティ推進本部会議（R3.8.11）	
議会へ報告	議会へ報告（9月議会）	
検証結果とりまとめ	これまでの意見を踏まえて、条例施行後の成果や課題・今後の方向性に沿って対応	

(ア) 地域コミュニティ連絡協議会設立の成果

協議会設立による成果については、各項目のいずれかにおいて「成果がある」と回答した協議会は94.4%であった。

また、各協議会が「成果がある」と回答した項目数は、「10～14個」が44.4%となった。

各設問を分類別に見ると、「情報共有」で94.4%、「住民等の参画・人材の確保」で83.3%、「課題解決」で77.8%、「団体間の連携協力」で66.7%の協議会が、「成果がある」との回答であった。



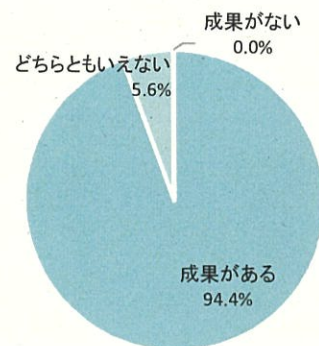
「成果がある」と回答した項目数の割合

項目数	割合	合計
10～14個	44.4%	94.4%
5～9個	38.9%	
1～4個	11.1%	
0個	5.6%	5.6%

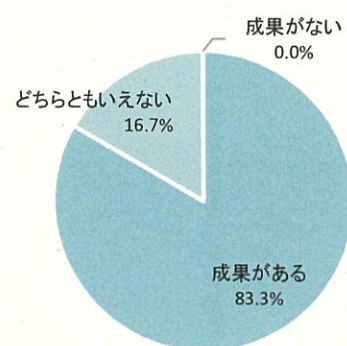
※「成果がある」...協議会設立による成果に関する以下の14項目の設問のいずれかについて、「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた協議会の割合

【参考】分類別の割合

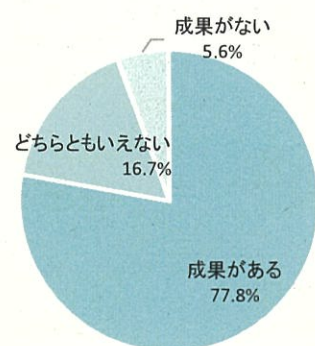
a 情報共有



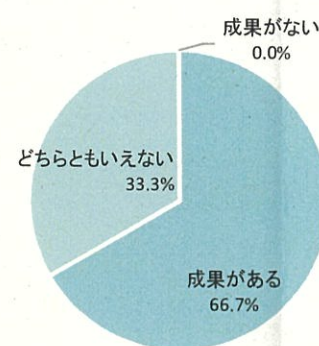
b 住民等の参画・人材の確保



c 課題解決



d 団体間の連携協力



協議会設立による成果に関する設問

a 情報共有

- ① まちづくり計画を作ったことで、地域の課題や将来像などを地域全体で共有できた
- ② 地区内の住民等へ活動への参画を促すことに努めている
- ③ 定期的に構成団体間の情報共有の機会を設けている
- ④ 協議会の役割や活動内容等、地区内の住民等へ周知ができている

b 住民等の参画・人材の確保

- ⑤ まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、新たな担い手が増えた
- ⑥ 様々な団体が協議会へ参画することで、事業に幅広い年齢層の参加が増え、これまで関わりが少なかった世代と関わる機会が増えている
- ⑦ 協議会の運営や活動を通じて、新たな人材発掘・育成ができている
- ⑧ まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねることで、住民のまちづくりへの参加意欲が高まった
- ⑨ 様々な団体が協議会へ加入することで、若手が活動に参加するきっかけづくりになっている

c 課題解決

- ⑩ まちづくり計画を作るための話し合いの場を重ねる中で、様々な団体、世代から新たな視点で課題や取り組みのアイデアが出された
- ⑪ 様々な団体が協議会へ参画することで、様々な分野の地域の課題解決に取り組むことができる
- ⑫ 様々な団体が協議会へ参画することで、様々な団体、世代から新たな視点での事業のアイデアが出されるようになっている

d 団体間の連携協力

- ⑬ 様々な団体が協議会へ参画することで、協議会の構成団体間で連携ができ、事業の役割分担・協力体制ができている
- ⑭ これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施したり、会議を一緒にしたり、構成団体間で行事や会議の整理をすることで、各団体の負担軽減、役割分担につながっている

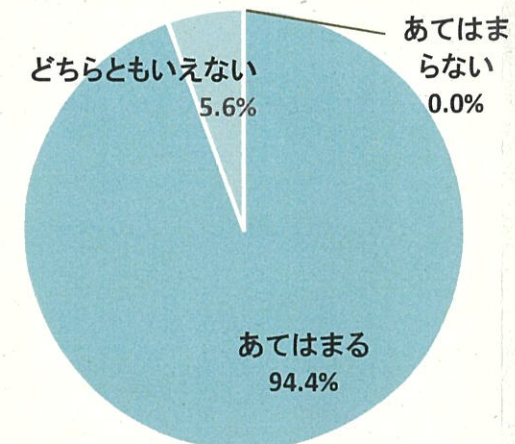
(イ) 長崎市の支援

長崎市の「人・拠点・資金」の3つの視点での支援について、「人の支援」では「協議会設立後は、市職員と困ったときにすぐに相談できるような関係性を築けている」が94.4%、「拠点の支援」では「拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている」が77.8%、「資金の支援」では「交付金の支援により、これまでできなかった活動ができるようになっている」が83.3%であった。

一方、「交付金制度について、使途・対象経費など活用しやすい」と答えたのは55.6%となっている。

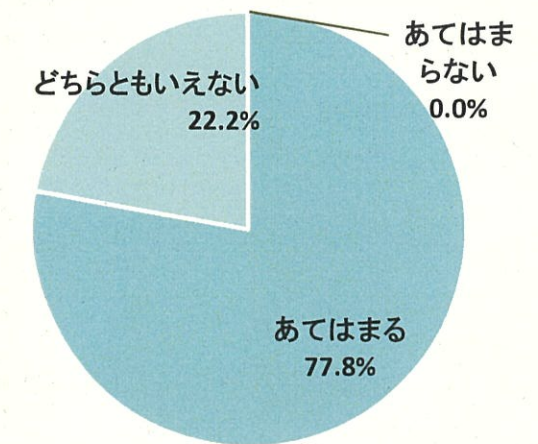
【人の支援】

協議会設立後は、市職員と困ったときにすぐに相談できるような関係性を築けている



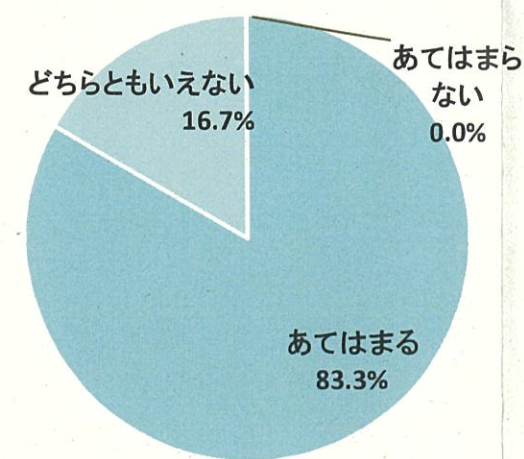
【拠点の支援】

拠点の支援により、事務局など地域活動の拠点を設けることができている

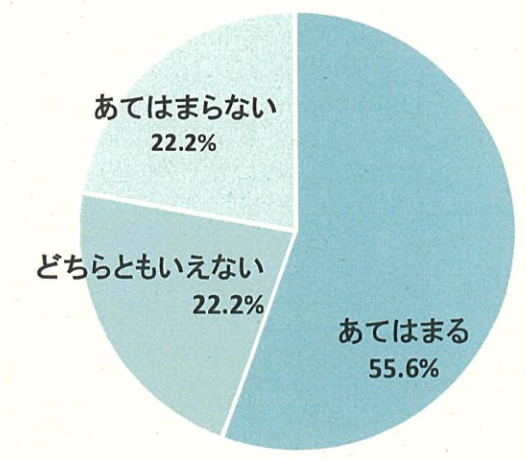


【資金の支援】

交付金の支援により、これまでできなかった活動ができるようになっている



交付金制度について、使途・対象経費など活用しやすい



※「あてはまる」...「あてはまる」「ややあてはまる」と答えた協議会の割合

※「あてはまらない」...「あまりあてはまらない」「あてはまらない」と答えた協議会の割合

対象：令和2年度までに設立した18地区
回収率：100%

条例の項目	成果	課題	長崎市の評価
(ア) まちづくり計画 策定の過程 (第2条第1項第5号)	- まちづくり計画を作るための話し合いの場を通して、地域の課題や将来像などを地域全体で共有することができた - 新たな担い手の確保につながった	まちづくり計画を作るための会議の負担を感じた	- 住民等の多様な主体や様々な世代が参加する話し合いの場を重ねることで、地域の課題や将来像などの地域全体での共有や新たな担い手の発掘などにつながっており、同条で規定している話し合いの方向性は継続していく。 - まちづくり計画を作るための話し合いの場が増えることについて、負担を感じる地区もあるため、地域の実情に応じた話し合いの場の提案が必要である。
(イ) 住民等の役割 (第3条)	- 住民等の参画の機会である地域コミュニティ連絡協議会の設立が全体の約半数の地区で進み、地域のまちづくりが着実に広がってきている ➢ 地域コミュニティ連絡協議会 21地区 ➢ 設立準備委員会 17地区 (R3.6.23時点) - 協議会設立により、住民のまちづくりへの参加意欲が高まった - 協議会の構成団体間で連携による役割分担・協力体制ができた	- 地区の実情、特性から設立に向けての機運が高まっていないこと等により、協議会設立の検討に至っていない地区がある - 協議会設立地区においても、新たな住民等の参加が少ないため、幅広く住民への周知や参加促進を行う必要がある	- 協議会設立の検討に至っていない地区については、現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき支援する。協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区との意見交換の場の設定や協議会設立地区の活動等を紹介する「わがまちみらい情報交換会」の開催など、具体的な設立に向けたイメージを共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る必要がある。 - 市内67小学校区のうち、統廃合前の旧小学校の範囲で設立する地区もあるが、約半分の38地区（協議会21地区、設立準備委員会17地区）で、多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、引き続き、同条の規定に基づき、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるよう設立及び運営支援を行っていく。
(ウ) 協議会の役割 (第4条)	- 広報誌、SNS等を活用して、住民等へ活動の参画を促すことに努めている - 協議会運営や活動を通して、新たな人材発掘・育成ができています - 協議会の役割や活動内容等、地区内の住民等へ周知ができています - 団体間の連携がさらに密になった	- 協議会の認知度が低く、周知が課題 - 団体間の情報共有不足 - 活動の幅を広げたいが、担い手不足等により、なかなか着手できない	協議会の活動や参加促進を通して、新たな人材発掘・育成につながっていることから、同条の規定に基づき、協議会の役割を果たすことができるよう、引き続き協議会の意義や必要性の理解を深めていくとともに、全市に協議会が設立できるよう設立支援を行う必要がある。
(エ) 市の役割及び支援 (第5条、第6条)	- 交付金の支援により活動の幅が広がった - 協議会設立に向けた市職員の支援により負担が軽減された - 市職員との関係性の構築ができた - 地域活動の拠点を設置することができた	- 市の交付金による継続的な財政支援が必要 - 交付金の使途の制限により、使いにくい面がある - 協議会設立の検討に至っていない地区があるためさらなる設立支援が必要である - まちづくり支援職員のさらなる協力をしてほしい - 備品管理場所等を考慮した拠点支援	- 交付金制度により、新たな地域課題の解決や既存の活動の維持にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のためには、継続的な財政支援が必要である。 - 市の交付金が活用しにくいとの声もあることから、地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、交付金の使途のルールについて、検証する必要がある。 - 地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署をはじめ庁内の関係所屬とも情報共有・連携しながら、引き続き各地区の実情に合わせて設立及び運営支援に取り組む必要がある。 - 拠点として公共施設の活用について、関係課と連携し、引き続き支援を行っていく必要がある。 以上のことから、同条の規定に基づき、必要に応じ検証を行いながら地域のまちづくり推進のために支援を行っていく。
(オ) 協議会の認定要件 (第7条) (条例施行規則第3条※)	- 様々な団体で協議会を構成することで、様々な団体・世代の参画につながった - 構成団体間での役割分担・協力体制につながっている	- 一部の役員は重複しており、負担軽減になっていない - 協議会設立に取り組む際、スムーズに地域内の様々な団体の理解と参加を得るのが難しかった - 協力してくれる団体が限られてきている	- これまで各団体で行っていた事業を協議会で実施することで担い手の確保につなげ、構成団体間で既存の行事や会議を重ねたり、間引いたり整理をするなど、各団体のさらなる役割分担、負担軽減を図る必要がある。 - 多くの地区で、準備段階では各団体の代表者間で意見の相違もあったが、話し合いを重ねる毎に地域コミュニティのしくみの重要性を理解・共有し、協議会設立に至ることができ、各団体の連携強化や担い手などの人材の確保に繋がっている。 以上のことから、同条の規定に基づき、地域に寄り添いながら引き続き協議会の設立及び運営支援を行う。

※長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例施行規則第3条において、地域コミュニティ連絡協議会は、地区を代表する団体であり、様々な課題に対応できるようにするため、地区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上で構成すること、また、連合自治会や育成協等の相当数の地域団体が加入すること等と定めている。

ア 条例・規則について

- 多様な主体の参画を得て、地域のまちづくりが着実に広がってきている状況であるため、今後も安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりを推進するため、**現行の条例及び規則を維持する。**

イ 市の支援について

(ア) 人の支援

地域センターや総合事務所などのまちづくり支援担当部署はじめ庁内の関係所属とも情報共有・連携しながら、住民等の地域に対する関心を高め、参画につなげるための協議会の設立・運営支援を行う。

【設立支援】

- 未設立地区の現状や課題、今後の支援の方向性などを市においてまとめた「支援計画」に基づき、**地域の実情に応じた協議会設立支援を行う。**
- 設立に向けて具体的なイメージが共有できるような工夫を行い、さらなる機運醸成を図る。
 - 協議会設立に向けた地区ごとの「勉強会」において、協議会設立地区に参加いただき、意見交換の場を設定する。
 - 協議会設立地区の取り組み紹介や外部講師による講演など、しくみの必要性等の理解を深めるために「わがまちみらい情報交換会」を開催する。

【運営支援】

- まちづくりの担い手創出
 - 地域のまちづくりに関心を持ち参画につなげるために、市ホームページやSNSを活用するなど、各種団体の活動状況等の情報発信を行う。
 - 研修・講座の実施及び効果的な情報発信をすることで、まちづくりの担い手となる人材の掘り起こし及び育成の支援を行う。
- 各団体の役割分担及び負担軽減
 - 他地区事例の紹介や事務処理の手引き作成など、負担軽減や円滑な運営のための支援を行う。

(イ) 拠点の支援

- 協議会の事務局機能としての公共施設の活用について、関係課と連携し、引き続き支援を行っていく。

(ウ) 資金の支援

- 交付金制度により、新たな地域課題の解決や既存の活動の維持にもつながっており、地域におけるまちづくりの推進のために、**継続的な財政支援を行う。**
- 地域におけるまちづくりの推進のために必要な部分は、交付金の使途のルールについて、地域の意見を踏まえ、使いやすいよう検証する。

ウ 持続可能な地域まちづくりの推進について

- 継続的に地域の状況や課題を把握し、しくみについては今後も検討・改善をしていく。
- 「みんなで、す〜で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」（地域福祉計画包含）をもとに周知を図るなど、地域のまちづくりの推進を図る。

3 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の

報告について

(1) 財政健全化法の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられた。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないこととなった。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられた。

ア 健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
			早期健全化段階	財政再生段階
実質赤字比率	0% 長崎市（赤字なし） (R元決算：赤字なし)	11.25%	※1 財政健全化団体	20%
連結実質赤字比率	0% 長崎市（赤字なし） (R元決算：赤字なし)	16.25%		30%
実質公債費比率	0% 長崎市（8.2%） (R元決算：7.9%）	25%		35%
将来負担比率	0% 長崎市（91.0%） (R元決算：82.7%）	350%		※2 財政再生団体

※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表の義務付け

※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表の義務付け、再生計画に対する国の同意がなければ地方債の起債の制限

イ 資金不足比率		経営健全化基準
資金不足比率 (公営企業ごとに算定)	0% 水道事業会計（0%） 下水道事業会計（0%） 観光施設事業特別会計（0%） 中央卸売市場事業特別会計（0%） 生活排水事業特別会計（0%）	20% ※3 経営健全化団体

※3 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表の義務付け

(2) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額）の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものの。

【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

【令和2年度決算】

一般会計等においては、27億4,900万4千円の黒字であり、令和元年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

(単位：千円)

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和2年度	令和元年度
1 一般会計（※1）	2,568,552	3,200,356
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	180,452	154,360
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計（A）	2,749,004	3,354,716
標準財政規模（B）	100,200,608	98,722,898
実質赤字比率（％） A÷B	－	－

※1 一般会計における令和2年度の実質収支額は、決算書の実質収支に関する調書に記載されている1,294,652千円に、健全化判断比率の算定上、未収入特定財源として取り扱うこととされた新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,273,900千円を加えた額。

イ 連結実質赤字比率

全会計における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

【令和2年度決算】

いずれの会計においても赤字は生じておらず、全会計の合計で282億8,096万6千円の黒字であり、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

(単位：千円)

会計名		実 質 収 支 額 資 金 剰 余 額	
		令和2年度	令和元年度
1	一般会計等	2,749,004	3,354,716
2	公営企業に係る特別会計以外の会計	1,453,143	1,379,501
	(1) 国民健康保険事業特別会計	129,035	224,416
	(2) 介護保険事業特別会計	1,261,402	1,093,777
	(3) 後期高齢者医療事業特別会計	62,706	61,288
	(4) 駐車場事業特別会計	0	20
3	公営企業に係る特別会計	24,078,819	23,769,646
	(1) 水道事業会計	14,555,245	14,325,224
	(2) 下水道事業会計	9,523,574	9,453,322
	(3) 観光施設事業特別会計	0	▲8,900
	(4) 中央卸売市場事業特別会計	0	0
	(5) 生活排水事業特別会計	0	0
計 (A : 1 + 2 + 3)		28,280,966	28,503,863
標準財政規模 (B)		100,200,608	98,722,898
連結実質赤字比率 (%) A ÷ B		－	－

ウ 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(A) \text{ 地方債の元利償還金充当一般財源} + (B) \text{ 準元利償還金} - (C) \text{ 交付税措置額}}{(D) \text{ 標準財政規模} - (C) \text{ 交付税措置額}}$$

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したものの。

【令和2年度決算】

平成30年度から令和2年度の3か年平均で算出した令和2年度の実質公債費比率は8.2%であり、令和元年度の7.9%から0.3ポイント増加している。

これは、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が過疎対策事業債などに係る償還金の増により増加した一方で、地方債の元利償還金に係る交付税措置額の減などにより減少したことなどによるものである。

(単位：千円)

	R2	R1	H30	H29
A 地方債の元利償還金 充当一般財源	17,950,274	17,521,359	17,994,549	17,571,832
B 準元利償還金	5,025,839	5,027,501	5,062,279	5,195,459
C 交付税措置額	15,769,157	15,951,710	16,261,558	16,340,226
D 標準財政規模	100,200,608	98,722,898	99,391,617	100,097,096
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	8.53587	7.97035	8.17426	7.67348
令和2年度 (%) (3 か年平均)	8.2			
令和元年度 (%) (3 か年平均)		7.9		

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{A}) \text{ 将来負担額} - (\text{B}) \text{ 充当可能財源等}}{(\text{C}) \text{ 標準財政規模} - (\text{D}) \text{ 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担（将来負担額）を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

【令和2年度決算】

令和2年度末における将来負担額は、3,380億7,413万8千円で、地方交付税措置見込額や基金といった将来負担額に充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額は769億1,267万3千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は91.0%で、令和元年度末の82.7%から8.3ポイント増加している。

これは交流拠点施設整備事業に係る中心市街地再活性化等特別対策事業債や新市庁舎建設事業に係る公共施設等適正管理推進事業債等の地方債現在高が増したことにより、「A 将来負担額」が増したことなどによるものである。

(単位：千円)

項目	金額	
	令和2年度	令和元年度
A 将来負担額	338,074,138	329,303,906
(1) 地方債の現在高	276,182,254	267,543,258
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	86,466	144,086
(3) 公営企業債等繰入見込額	40,941,542	42,718,399
(4) 組合等負担等見込額	0	0
(5) 退職手当負担見込額	20,393,449	16,399,480
(6) 設立法人の負債額等負担見込額	470,427	2,498,683
うち地方独立行政法人	445,559	2,472,146
うち第三セクター等	24,868	26,537
(7) 連結実質赤字額	0	0
(8) 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B 充当可能財源等	261,161,465	260,796,960
(1) 充当可能基金	45,812,261	47,953,505
(2) 充当可能特定歳入	36,960,208	35,702,357
(3) 基準財政需要額算入見込額	178,388,996	177,141,098
C 標準財政規模	100,200,608	98,722,898
D 交付税措置額	15,769,157	15,951,710
将来負担比率 (%)	91.0	82.7
(A - B) ÷ (C - D)		

(3) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額（実質赤字）の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額（実質赤字）を、公営企業の事業規模（料金収入の規模）と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものの。

【令和2年度決算】

いずれの会計においても、資金不足は生じておらず、資金不足比率は「－（ハイフン）」として表示している。

令和2年度

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	14,555,245	9,109,644	－
	2 下水道事業会計	9,523,574	7,751,686	－
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	0	98,923	－
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	140,899	－
	5 生活排水事業特別会計	0	120,095	－

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

令和元年度（参考）

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) $A \div B \times 100$
法 適	1 水道事業会計	14,325,224	9,228,666	－
	2 下水道事業会計	9,453,322	8,028,429	－
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	▲8,900	538,040	1.6
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	135,187	－
	5 生活排水事業特別会計	0	126,854	－

《参考資料》 収支等年次比較

(単位：千円、%)

区 分		2 年 度	元 年 度	増 減	対前年度増減率	
					2 年 度	元 年 度
一 般 会 計	歳 入 総 額 (A)	279,416,810	217,371,744	62,045,066	28.5	3.4
	歳 出 総 額 (B)	274,272,737	212,544,521	61,728,216	29.0	2.6
	歳 入 歳 出 差 引 額 (A) - (B) (C)	5,144,073	4,827,223	316,850	6.6	53.5
	翌年度へ繰越すべき財源 (D)	3,849,421	1,626,867	2,222,554	136.6	96.8
	実 質 収 支 額 (C) - (D) (E)	1,294,652	3,200,356	▲1,905,704	▲59.5	38.1
	単 年 度 収 支 額 当年度 (E) - 前年度 (E) (F)	▲1,905,704	882,863	▲2,788,567	▲315.9	213.4
	財 政 調 整 基 金 積 立 金 (G)	4,219,682	1,160,578	3,059,104	263.6	▲25.2
	繰 上 償 還 金 (H)	-	-	-	-	-
	財 政 調 整 基 金 取 崩 し 額 (I)	5,229,163	1,469,245	3,759,918	255.9	24.5
	実 質 単 年 度 収 支 額 (F) + (G) + (H) - (I) (J)	▲2,915,185	574,196	▲3,489,381	▲607.7	241.3
普 通 会 計	歳 入 総 額 ①	280,911,919	218,376,604	62,535,315	28.6	3.5
	歳 出 総 額 ②	275,410,157	213,222,346	62,187,811	29.2	2.6
	歳 入 歳 出 差 引 額 (① - ②) ③	5,501,762	5,154,258	347,504	6.7	55.6
	翌年度へ繰り越すべき財源 ④	2,752,757	1,799,542	953,215	53.0	101.6
	実 質 収 支 (③ - ④) ⑤	2,749,005	3,354,716	▲605,711	▲18.1	38.7
	標 準 財 政 規 模	100,200,608	98,722,898	1,477,710		
	財 政 力 指 数	0.59	0.59	-		
	経 常 収 支 比 率	97.4%	97.6%	▲0.2P		
	歳出に占める割合	義 務 的 経 費	44.8%	57.5%	▲12.7P	
		投 資 的 経 費	14.1%	15.1%	▲1.0P	
		そ の 他 の 経 費	41.1%	27.4%	13.7P	
	実 質 赤 字 比 率	-	-	-		
	連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-		
	実 質 公 債 費 比 率	8.2P	7.9P	0.3P		
	将 来 負 担 比 率	91.0P	82.7P	8.3P		